

(作成日：平成 30 年 6 月 20 日)

(最終更新日：令和 2 年 4 月 1 日)

中華人民共和国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について

中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱において、衛生証明書の発行申請の際に自主検査の成績書の添付を必要とする場合には、別途通知により添付を求めることとしているところであるが、中国政府より、我が国から中国へ輸出された下記の水産食品について、中国食品安全国家标准（食品中の汚染物質の最大許容量（GB2762-2017））で定めるカドミウムの基準値を超過した事例が複数発生し、有効な管理措置をとるよう求められていることから、当該品を輸出するときはカドミウムの基準に適合していることを確認できる成績書の添付が必要です。

なお、登録検査機関に対して、基準値より多く求めた 1 桁をそのまま分析値として成績書に示すよう求めているところであり、当該数値により基準への適否を判断します（例：基準値が 0.5 mg/kg の場合、0.51 mg/kg は不適合）。

記

蟹の甲羅（中国側のHSコード：1605.4090.00）

蟹の甲羅に適用される基準値：0.5 mg/kg